

明治
二年

樞密院御下付案

国立公文書館

分類

配架番号

2 A

15-6

① A 1

關 關

明治二十一年中御下附案目次

第壹
第貳

皇室典範

大日本帝國憲法○議

院法○衆議院議負選

舉法○貴族院令

第參

會計法

九月廿六日

特別條約ニ基キ渡航スル者及其ノ取
扱人ニ適用スルノ限ニアラス
第二十二條 本令施行ノ為メ必要ナル
細則ハ外務大臣内務大臣協議シテ之
ヲ定ム

宮内省

一華族令追加ノ件

右謹テ

勅裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ附セ
ラレシコトヲ請フ

明治二十七年三月二十八日

宮内大臣子爵土方久元

立案明治廿年三月廿日
決裁明治 年 月 日

調査課長
崎

大臣
三

爵位局長
岩

次官
徳

内事課長
徳

華族令追加案上奏裁可了
經于別紙ノ用御達
可相成於仰高裁候也

内閣總理大臣へ協議濟

宮内省達甲第 號

華族

明治十七年七月七日達華族令左ノ通追加ス

明治 年 月 日

奉 勅 宮内大臣

第十一條 華族ノ戸主ニシテ左ニ掲ケル事項

ノ一ニ當ルモノハ華族ノ稱ヲ除キ其ノ爵位ヲ

返上セシム

一 輕懲役若クハ輕禁獄以上ノ刑ニ處セラレ

タルモノ

二 監視ニ付セララルル一キ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ